新城市地域公共交通会議庶務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新城市地域公共交通会議設置要綱第9条の規定に基づき、新城市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の庶務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

- 第2条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
- 2 事務局長は、新城市の企画部企画部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、新城市の職員をもって充てる。

(所掌事務)

- 第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関すること。

(専決事項)

- 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は 重要と認められる事項については、この限りでない。
- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2)物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3)物品及び現金の出納に関すること。
- (4)前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要 な事項は、新城市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

- 第6条 交通会議の公印の種類は会長印及び副会長印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。
- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、新城市において定められている公 印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成20年1月28日から施行する。

別表(第6条関係)

名称	形状	寸法(mm)	用途	個数	管理者
新城市地域 公共交通会 議会長の印	│ 新城市thtポ │	21×21	一般文書用	1	事務局長

名称	形状	寸法(mm)	用途	個数	管理者
新城市地域 公共交通会 議副会長の 印	┃ ┃ ハサ☆涌会議┃	21 × 21	一般文書用	1	事務局長